

読売新聞社の記事・写真等をご使用の際の注意

平素は読売新聞、ザ・デイリーヨミウリ、ヨミウリ・オンラインをご愛読いただき、厚くお礼申しあげます。弊社では、著作権法や「新聞協会の見解」などに基づき、弊社記事・写真等のデータの使用に際しては、以下のように条件を定めております。ご使用の際には以下の条件を遵守してください。なお、以下にある「読売新聞社」という表記は、読売新聞東京本社、同大阪本社、同西部本社を総称しております。

【読売新聞社記事・写真等の使用条件】

- (ア) 「申請書」(読売新聞社所定の書式) 記載の目的以外には使用しないでください。
- (イ) 読売新聞社の名誉や品位を損ねる材料とすることは、厳に禁じます。
- (ウ) ご使用に際しては、記事の末尾等に「この記事・写真等は、読売新聞社の許諾を得て転載しています」、またはこれと同趣旨の文言を明記してください。Web上で使う場合はさらに、「読売新聞社の著作物について」、「著作権の説明」などと記述し、<http://www.yomiuri.co.jp/policy/copyright/>へリンクしてください。
- (エ) 出所を明示してください(例：読売新聞[またはヨミウリ・オンライン]〇年〇月〇日付)。
- (オ) 読売新聞社の記事等を使用した部分について、「無断で複製、送信、出版、頒布、翻訳、翻案等著作権を侵害する一切の行為を禁止する」旨を明らかにしてください。
- (カ) 内容の変更は認めません。著作権法で規定される「引用」などの場合は、記事の趣旨に沿った要約、引用に限ります。写真の改変等は禁止します。
- (キ) 著作権法に基づいた使用とし、読売新聞社に著作権が帰属しないもの(第三者の寄稿、座談会、写真、漫画、通信社・特約外国新聞雑誌の記事や写真、広告等)を使用したり、保護すべきプライバシーを侵したりしたとして、トラブルや損害賠償問題等が起きた場合は、使用者の責任と費用で処理するものいたします。なお、この処理に関連して読売新聞社が損害をこうむった場合には、当社からも損害賠償等を請求することがあります。
- (ク) 著作権に伴う使用料が必要な場合は、読売新聞社が送付する請求書の金額を1か月以内(企業等で使用の場合には2か月以内)に支払ってください。

最後に

1. このお知らせ、使用条件等は、逐次更新されることがあります。変更の後は、変更後の使用条件等が適用されますので、予めご了承ください。
2. 読売新聞社の記事等の使用については、一つの申請で1回限りの使用となります。テレビなどの再放送、ビデオ、CD-ROM化など、再使用の場合は、その都度、ご申請ください。
3. 使用にあたり、読売新聞社以外の外部の方への連絡も必要な場合がございます。その際は、申請者の方が責任を持って行ってください。

料金など、詳細は知的財産担当へ

TEL 03-6739-6961 / FAX 03-3216-8980

Eメール t-chizai06@yomiuri.com

今後とも、読売新聞のご愛読を、よろしく申し上げます。

お知らせ

読売新聞東京本社

平素、読売新聞をご愛読いただき、ありがとうございます。
弊社の記事及び紙面等は、著作権法で保護されており、使用に関しては、「申請書」、
「承諾書」などが必要となります。
同封の資料をお読みになった上で、弊社まで「記事等使用申請書」を提出し、許諾を
得てくださるようお願いいたします。

◆◆◆「記事等使用申請書」お手続き方法 ◆◆◆

- ◇使用申請をご提出の際は、「記事等使用申請書」と実際に使用される紙面、
記事コピー、ゲラなどを下記 FAX 番号宛にお送りください。
「申請書」を拝見後、許諾の可否と使用料に関してご連絡いたします。

- ◇使用申請の仮許諾後に、「記事等使用申請書」（原本）と「80円切手を
貼った返信用封筒（あて先記入）」を同封のうえ、下記宛に郵送して下さい。
※申請書には必ず署名・捺印をお願い致します。

- 【送付先】
〒104-8243 東京都中央区銀座6-17-1 読売新聞東京本社
メディア戦略局データベース部知的財産担当 宛

- ◇弊社に申請書（原本）到着後、「記事等使用承諾書」と「請求書」を
ご返送致します。

- ◇原則として使用料が必要ですので、予めご了承下さい。

お寄せいただきました個人情報につきましては、弊社から連絡を差し上げる
ために利用させていただき、厳重に管理いたします。

※ご不明な点がございましたら、お手数ですが、知的財産担当までご連絡ください。

TEL 03-6739-6961 / FAX 03-3216-8980

Eメール t-chizai06@yomiuri.com

